

千葉県知事（氏 名）様

所在地（住所）  
設置者  
代表者職氏名

## 専修学校課程設置認可申請書

下記のとおり〇〇専修学校に課程を設置したいので、学校教育法第130条の規定により認可を申請します。

学 校 の 名 称	
学 校 の 位 置	
既設の課程・学科	
設置する課程・学科	
目 的	
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法	
開設しようとする日	年 月 日

## （添付書類）

- 1 設置趣意書
- 2 学則変更条項新旧対照表（添付様式25）
- 3 施設概要書（添付様式1）、建物面積算出表（添付様式2）
- 4 校舎及び寄宿舎の校地内での配置図、平面図及び立面図
- 5 校地校舎等の権利の帰属を証する書類
- 6 教職員組織表（添付様式10）
- 7 教職員の履歴書（教員については写真をはり付けたものに限る）、就任承諾書（写）（添付様式9）及び免許状（写）又は実務上の資格を証する書類（写）
- 8 備品目録（添付様式4）
- 9 設置後2ヶ年の事業計画書（添付様式12）及び収支予算書（添付様式23）
- 10 寄附行為
- 11 設置に係る決議録の写し
- 12 財産目録（添付様式13）
- 13 最近における貸借対照表及び収支計算書
- 14 その他参考資料
  - （1）所有関係一覧（添付様式5）
  - （2）学級編成表（添付様式11）
  - （3）寄附申込書（謄本）（添付様式14）

〔留意事項〕

- 1 提出時期 原則として課程を開設しようとする年度の前年度の5月末日まで
- 2 提出部数 正副各1部（計2部）
- 3 関連手続 寄附行為変更認可申請、専修学校目的変更認可申請
- 4 その他
  - (1) 設置者が知事の所轄する私立学校法第3条に規定する学校法人であるときは、添付書類のうち、第5項及び第9項から第13項の書類の提出を要しない。
  - (2) 添付書類のうち、第5項については、自己所有の場合は登記事項証明書、借用の場合は賃貸借（又は使用貸借）契約書(写)（原則として公正証書）及び登記事項証明書
  - (3) 添付書類のうち、第7項については、課程設置に伴い、新たに新規採用する教職員のみ添付すれば良い。
  - (4) 設置者が学校法人以外の者であるときは、添付書類のうち第10項から第13項の書類提出を要しない。
  - (5) 添付書類第14項(3)については、学校設置認可申請書の留意事項を参照のこと。

〔記載例〕

年 月 日

千葉県知事（氏 名）様

所在地（住所）  
設置者  
代表者職氏名

専修学校課程設置認可申請書

下記のとおり〇〇専修学校に課程を設置したいので、学校教育法第130条の規定により認可を申請します。

学 校 の 名 称	〇〇専門学校
学 校 の 位 置	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
既設の課程・学科	商業実務専門課程 情報処理科
設置する課程・学科	社会福祉専門課程 介護福祉科
目 的	教育基本法及び学校教育法の主旨に従い、高等学校教育の基礎の上に高等学校を卒業した者に対し、情報に関する専門教育又は社会福祉に関する専門教育を施すことを目的とする。
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法	授業料、入学料及びその他を収入とし、これらを支出に充当する。なお、支出にあたって不足が生じた場合は、設置者が負担する。
開設しようとする日	〇〇年〇月〇〇日